

別表第 1（第 3 条、第 2 4 条関係）

日常生活用具給付等種目一覧表

用途	種目	障害及び程度等	性能	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害 2 級（上下肢機能全廃 1 級及び下肢 3 級＋上肢 3 級を含む。）以上の原則として学齢児以上の者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	1 5 4 , 0 0 0 円	8 年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害 1 級（常時介護を要する者に限る。）又は知的障害者（児）で判定が A である原則として 3 歳以上のもの	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	2 0 , 5 4 0 円	5 年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害 1 級（常時介護を要する者に限る。）の原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	6 7 , 0 0 0 円	5 年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害 2 級以上（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）の原則として 3 歳以上の者	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	8 6 , 3 3 0 円	5 年
	体位変換	下肢又は体幹機能障害 2 級以上（下着交	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易	1 5 , 0 0 0 円	5 年

	器	換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)の原則として学齢児以上の者	に使用し得るもの		
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害２級以上の原則として３歳以上の者	介護者が重度身体障害者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年
	訓練いす (児童のみ)	下肢又は体幹機能障害２級以上の原則として３歳以上１８歳未満の者	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	34,690円	5年
自立生活支援用具	入浴補助用具	肢体障害２級以上で下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とする原則として３歳以上のもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 【複数可】	94,300円	8年
	便器	下肢又は体幹機能障害２級以上の原則として学齢児以上の者	障害者が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うも	便器のみ： 4,670円 手すりつき： 10,330円	8年

		のを除く。18歳未満の者については手すりつきのみとする。		
頭部 保護 帽	下肢、体幹、平衡機能障害者で起立・歩行時に頻繁に転倒する者、又は知的障害者（児）で判定がAである者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの A：スポンジ、革を主材料 B：スポンジ、革、プラスチックを主材料	＜オーダーメイド＞ A：15,200円 B：36,750円 ＜既製品＞ A：13,140円 B：31,760円	3年
つえ （T 字状 ・棒 状）	下肢、体幹、平衡機能障害者で歩行障害があり支持が必要なもの	木材、軽金属製で十分な強度を有するもの	木材： 2,320円 軽金属： 3,150円	3年
移動 ・移 乗支 援用 具	平衡機能3級以上又は下肢若しくは体幹機能障害2級以上を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする原則として3歳以上の者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移	62,870円	8年

		乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 【複数可】		
特殊 便器	上肢障害２級以上又は知的障害者（児）であって、判定がＡであり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な原則として学齢児以上のもの	温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	１４５，６３０円 （足踏みペダルにて操作するもの：１５８，４００円）	８年
火災 警報 器	障害等級２級以上又は知的障害者（児）で判定がＡのもの（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	１６，２５０円 一世帯につき２台限度	８年
自動 消火 器	障害等級２級以上又は知的障害者（児）で判定がＡのもの（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	３０，０７０円	８年

電磁 調理 器	視覚障害２級以上（ 視覚障害者のみの世 帯及びこれに準ずる 世帯）又は知的障害 者（児）であって、 判定がＡの原則とし て１８歳以上のもの	視覚障害者又は知的障 害者が容易に使用し得 るもの	４２，９７０ 円	６年
歩行 時間 延長 信号 機用 小型 送信 機	視覚障害２級以上の 原則として学齢児以 上の者	視覚障害者が容易に使 用し得るもの	１２，０００ 円	１０ 年
聴覚 障害 者用 屋内 信号 装置 （サ ウン ドマ スタ ー、 聴覚 障害 者用	聴覚障害２級（聴覚 障害者のみの世帯及 びこれに準ずる世帯 で日常生活上必要と 認められる世帯）の 原則として１８歳以 上の者	音、音声等を視覚、触 角等により知覚できる もの 【複数可】	９７，７００ 円	１０ 年

	目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。)				
在宅療養等支援	透析液加温器	腎臓機能障害３級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPDによる透析療法）を行う原則として３歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	５１，５００円	５年
用具	ネブライザー	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる原則として学齢児以上のもの	障害者が容易に使用し得るもの	３７，７２０円	５年
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる原則として学齢児以上のもの	障害者が容易に使用し得るもの	５９，１００円	５年

動脈 血中 酸素 飽和 度測 定器 (パ ルス オキ シメ ータ ー)	人工呼吸器の装着が 必要と認められる者	呼吸状態を継続的にモ ニタリングすることが 可能な機能を有し、障 害者が容易に使用し得 るもの	1 6 5 , 0 0 0 円	5 年
人工 呼吸 器用 非常 電源 装置	在宅の身体障害者手 帳の交付を受けてい る者であって、人工 呼吸器の装着が必要 と認められるもの。	<正弦波インバーター 発電機> 障害者または介助者が 容易に使用可能な、ガ ソリンまたはガスボン ベ等で作動する正弦波 インバーター発電機で 、定格出力が 850VA 以 上のもの	1 0 0 , 0 0 0 円	1 0 年
		<ポータブル電源（蓄 電池）> 障害者または介助者が 容易に使用及び運搬可 能な、蓄電機能を有す る正弦波交流出力の電 源装置で、定格出力が 300W以上のもの	5 0 , 0 0 0 円	5 年

	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う原則として18歳以上の者	障害者が容易に使用し得るもの	17,820円	10年
	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）の原則として学齢児以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	9,000円	5年
	視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18,000円	5年
	音声血圧計	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	15,000円	5年
情報・意思疎通支	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発生・発語に著しい障害を有する原則として学齢児以上のもの	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	98,800円	5年
	情報	視覚障害者又は上肢	画面の文字や入力内容	104,77	5年

援 用 具	・通 信支 援用 具（ 障害 者向 けパ ソコ ン周 辺機 器や アプ リケ ーシ ョン ソフ ト	機能障害であって、 障害の程度が１級又 は２級のもの	を音声化するソフト、 画面拡大ソフト、点字 ディスプレイ、点字プ リンター、スキャナ、 入力補助用具（大型キ ーボード、特殊マウス 、ジョイスティック、 スイッチ等） ※機器修理、バージョ ンアップ、運搬、取付 け、調整等費用は対象 外 【複数可】	０円	
	点字 ディ スプ レイ	原則として視覚障害 ２級以上である１８ 歳以上の者であって 、必要と認められる もの	文字等のコンピュータ の画面情報を点字等 により示すことのでき るもの	３８３，５０ ０円	６年
	点字 器	視覚障害者であって 、点字を習得してい るもの	＜標準型＞点筆を含む Ａ：３２マス１８行、 両面書真鍮板製 Ｂ：３２マス１８行、 両面書プラスチック 製	Ａ： １０，４００ 円 Ｂ： ６，６００円	７年

		＜携帯型＞点筆を含む A：32マス4行、片面書アルミニウム製 B：32マス12行、片面書プラスチック製	A：7,200円 B：1,650円	5年
点字タイプライター	視覚障害2級以上（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	63,100円	5年
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の者	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISSY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの ②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISSY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	（録音再生機） 85,000円 （再生専用機） 35,000円	6年

視覚障害者用活字文書等読上げ装置	視覚障害２級以上の原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報等を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	９９，８００円	６年
視覚障害者用読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる原則として学齢児以上のもの	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出し、又は音声信号に変換して出力できるもの	１９８，０００円	８年
視覚障害者用時計	視覚障害２級以上。なお音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害者が容易に使用し得るもの	＜音声時計＞ １３，３００円 ＜触読式時計＞ １０，３００円	５年
聴覚障害者用通信装置（フ	聴覚障害者又は音声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認め	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの（１世帯	５２，３９０円	５年

ア ク ス	られる（原則として 2級以上であるが、 必要と認められる場 合は3級でも可）原 則として学齢児以上 のもの	に1台のみ）		
聴 覚 障 害 者 用 情 報 受 信 装 置	聴覚障害者であって 、本装置によりテレ ビの視聴が可能にな る者（原則として2 級以上であるが、必 要と認められる場合 は3級でも可）	字幕及び手話通訳付き の聴覚障害者用番組並 びにテレビ番組に字幕 及び手話通訳の映像を 合成したものを画面に 出力する機能を有し、 かつ、災害時の聴覚障 害者向け緊急信号を受 信するもので、聴覚障 害者が容易に使用し得 るもの	88,900 円	6年
人 工 喉 頭	音声・言語障害者で 無喉頭、発声筋麻痺 等により音声を発す ることが困難なもの	<笛式> 呼気によりゴム等の膜 に振動させ、ビニール 等の管を通じて音源を 口腔内に導き構音化す るもの	5,000円	4年
		<電動式> 顎下部等にあてた電動 板を駆動させ、経皮的 に音源を口腔内に導き 構音化するもの	70,100 円	5年

	音声・言語障害者で無喉頭により、常時人工喉頭を使用するもの（笛式又は電動式と埋込式の併給は不可。ただし、笛式又は電動式の人工喉頭を給付後にシャント形成を行い、埋込式の人工喉頭を常時使用することになった場合は、笛式又は電動式耐用年数内であっても、埋込式の給付は可。）	＜埋込式＞ 声帯の代わりとなり、発声が可能となる機器を使用するために必要な専用の付属品（医療保険の対象となるものを除く）	5, 0 0 0 円 ／月	－
点字 図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	点字により作成された図書。ただし、年間 6 タイトル、又は、2 4 巻を限度とする。	点字図書価格から一般図書の購入価格相当額を控除した額	－
人工 内耳 体外 部装 置（ スピ ーチ プロ セッ	現に人工内耳を装着している聴覚障害者（児）であって、医療機関により医療保険等の給付制度を利用して本装置の買い替えができないと判断されたもの。ただし、本人の故意、過	音をマイクロホンで受信し、その信号を分析して人工内耳体内装置に刺激を与えることにより聞こえを確保するもので、人工内耳を装着している聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。	片耳当たり 3 0 0, 0 0 0 円	5 年

	サ)	失による破損、代替品の購入を理由とする場合を除く。			
	人工内耳専用電池	聴覚障害者（児）で、現に人工内耳を装着している者	人工内耳体外部装置を作動させる専用電池で、人工内耳を装着している聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。ただし、充電電池と空気亜鉛電池の併給は不可。	<充電電池（充電器を含む）> 片耳当たり 30,000 円 <空気亜鉛電池> 片耳当たり 2,500 円／月	3 年 —
排泄管理支援用具	収尿器	膀胱機能障害者であって、排尿のコントロールが困難なもの又は尿路変更のストーマを造設し、カテーテルを使用しているもの	<男性用>採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとし、ラテックス製又はゴム製のもの <女性用> 普通型：耐久性ゴム製採尿袋を有するもの 簡易型：ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付	<普通型> 7,700 円 <簡易型> 5,700 円 <普通型> 8,500 円 <簡易型> 5,900 円	1 年
			<ストーマ装具（消化器系）> 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とし、	8,858 円／月	
	ストーマ用装具（スト	膀胱・直腸機能障害者でストーマを造設した者（ストーマ周辺に著しいびらん、ストー			—

	一マ 用品 を含む む)	マ変形、二分脊椎の 者に対しては紙おむ つ支給可)	ラテックス製又はプラ スチックフィルム製の もの		
			＜ストーマ装具（尿路 系）＞ 低刺激性の粘着剤を使 用した密封型の収納袋 で尿処理用のキャップ 付とし、ラテックス製 又はプラスチックフィ ルム製のもの	1 1 , 6 3 9 円／月	
	紙お むつ 等	脳性麻痺等脳原性運 動機能障害により、 排尿又は排便の意思 表示が困難であり、 紙おむつを必要とす る3歳以上の者。	＜紙おむつ＞	2 5 , 1 5 0 円／2月	－
	洗腸 用具	直腸機能障害者で高 度の排便機能障害が ある者、ストーマ用 装具の装着が困難な 者又はストーマ用装 具と紙おむつ等の併 用が必要と認められ る者。ただし、原則 として3歳以上の者	＜洗腸用具＞	1 2 , 2 3 0 円	0 . 5 年
住 宅 改	居 宅 生 活 動 作	下肢、体幹機能障害 又は乳幼児期以前の 非進行性の脳病変に	障害者の移動等を円滑 にする用具で設置に小 規模な住宅改修を伴う	2 0 0 , 0 0 0 円	－

修費	補助用具	よる運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であつて障害等級３級以上（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害２級以上の者）の原則として学齡児以上のもの	もの ①手すりの取付け ②床段差の解消 ③滑り防止及び移動円滑化等のための床材の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への取替え ⑥その他上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修		
----	------	---	--	--	--